

指 定 書

氏 名

NGUYEN ANH VINH

国籍・地域

ベトナム

出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号の規定に基づき、同号に定める活動を行うことのできる本邦の公私の機関及び特定産業分野を次のとおり指定します。

・本邦の公私の機関

氏名又は名称 有限会社丸高建設工業

所 在 地 沖縄県豊見城市字翁長844番地20

・特定産業分野 建設
(参考)

従事する業務区分は、
土木(指導者の指示・監督を受けながら、土木施設の新設、改築、維持、修繕に係る作業等に従事)及び建築(指導者の指示・監督を受けながら、建築物の新築、増築、改築若しくは移転又は修繕若しくは模様替に係る作業等に従事)とする。

日本国法務大臣

(注)用紙の大きさは、日本工業規格A列5番又はA列6番とする。

